

令和8年10月27日

中間市長 福田 浩 様

中間市特別職報酬等審議会
会 長 坂 口 充 笑

市議会議員の報酬及び特別職の給料の額について（答申）

令和8年9月17日付け8中総総第1086号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

1 答申事項

議会議員の報酬額、ならびに市長、副市長及び教育長の給料の額については、次のとおりとすることが適当である。

(1) 議会議員の報酬額

議 長	月額	447,000円	(+24,000円)
副 議 長	月額	403,000円	(+22,000円)
議 員	月額	378,000円	(+23,000円)
委 員 長	月額	387,000円	(+23,000円)
副委員長	月額	383,000円	(+23,000円)

※カッコ内は現行との比較

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

市 長	月額	888,000円	(現行据え置き)
副 市 長	月額	724,000円	(現行据え置き)
教 育 長	月額	646,000円	(現行据え置き)

(3) その他の特別職（附属機関等の委員及び評価員等）の報酬額

その他の特別職の報酬額については、上記（2）における特別職（三役）の改定状況に連動する本市のこれまでの慣例に基づき、今回は現行のまま「据え置き」とすることが適当である。

(4) 改定の時期

令和9年4月1日実施

2 審議経過及び内容

第1回審議会 令和8年 9月17日 開催

第2回審議会 令和8年10月 5日 開催

本審議会は、過去における審議会の開催実績や改定状況、福岡県内他市の報酬水準、本市における中長期の財政状況、物価及び人事院勧告の推移、ならびに市民所得等の客観的な事実に基づき、現行の議会議員の報酬額及び市長、副市長、教育長の給料の額が適当であるか否かについて、多角的な視点から慎重に審査を重ねた。

審議の過程においては、市長ら三役の給料について、その職責や近年の社会情勢を十分に認識しつつも、本市の極めて厳しい財政状況を最優先に勘案し、今回は「据え置き」が妥当であるとの結論に達した。

一方で、市議会議員の報酬については、現在の社会情勢や他市との不均衡を考慮し、類似団体の平均額を参考に引き上げを行うべきとの結論に至った。ただし、この引き上げは単なる処遇改善ではなく、より高い責任が伴うものであるため、次項の「付帯意見」に掲げる事項を強く促すものである。

3 付帯意見

報酬等の審議過程において、本審議会として特に検討すべきとされた事項について、次のとおり意見を申し添える。

（1）議員定数の見直しについて

今回の議員報酬等の改定にあたり、本審議会としては本市の極めて厳しい財政状況、ならびに将来的な人口減少を見据えた歳出抑制の観点から、慎重な議論を行った。

審議の結果、現行の議員報酬について類似団体との均衡を図るため、今回の引き上げを決定したところである。しかしながら、これは単なる処遇の改善を意味するものではない。

市民の理解と納得を得るためには、今後の議員定数のあり方（定数削減）について、議会および市において聖域なく、かつ速やかに具体的な見直しに着手することを強く求める。

（2）議員活動の活性化と情報公開について

議員報酬を引き上げ、類似団体との均衡を図るからには、それに見合う市民の代表としての積極的な活動と責任が伴うものである。

議員におかれては、市の各種イベントや招待された行事等へ積極的に参加し、市民との対話や地域課題の把握に努めることを強く期待する。また、それらの活動成果について、市民への透明性を持った情報公開をより一層推進し、広く市民の信頼に応える姿勢を示すことを強く要望する。

4 おわりに

人口減少や深刻な財政硬直化（経常収支比率 95.3%）など、本市を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。こうした中で、市民の代表である議員、そして行政組織の責任者である特別職をはじめ、全庁が一丸となって市民の福祉と住民サービスを維持・向上させていくことが求められる。

市長ならびに議員各位におかれては、今後の本市の持続可能な発展と市民サービス向上のために、なお一層のご尽力を賜りたい。

以上

中間市特別職報酬等審議会

会 長	坂 口 充 笑
副会長	井 上 啓 司
委 員	井 上 佳 亮
委 員	木 下 幸 子
委 員	小 西 一 史
委 員	林 聖 邦
委 員	原 田 慶 晴
委 員	日 高 教 夫
委 員	冷牟田 真 二
委 員	渡 邊 美由紀